

## 図書館交流プラザギャラリー利用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市図書館交流プラザ条例施行規則（平成23年岡崎市規則第24号）第18条の規定に基づき、図書館交流プラザのギャラリー（以下「ギャラリー」という。）における利用基準を定めるものとする。

### (場所)

第2条 この要領が適用される場所は、図書館交流プラザ建物内2階のお城通りとお堀通りとの交差部分より南のフローリング部分とする。

### (利用の内容)

第3条 ギャラリー利用とは、常設の照明付展示パネル等を使用し、市民の自発的生涯学習活動等に係る多数の作者による多数の作品の展示及びこれに類する行為のことをいう。

### (利用の期間)

第4条 ギャラリーの利用期間は、準備及び撤去に要する期間を含み、2週間（休館日を含む。）までとする。ただし、利用開始時点で次の展示の予定がない場合は、1度に限り最長で1週間の延長を認めるものとする。

### (申請及び承認)

第5条 ギャラリーを利用しようとする者は、利用したい日程のうち、4月から9月分については前年度の10月に、10月から3月分については当該年度の4月に、それぞれ開催される調整会議に参加し、予約について協議することができる。調整会議で予約されなかった日程については、会議の翌日から一般開放する。

2 ギャラリーを利用しようとする者は、施設管理者にギャラリー利用申請書（様式第1号）を、利用の日の30日前までに提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 前項の承認の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 政治、宗教又は商業目的でないこと。

(2) 団体の利用であること。

4 利用者は、常設の照明付展示パネル以外の岡崎市図書館交流プラザ条例（平成19年岡崎市条例第58号）に定められた附属設備を使用する場合は、その使用料を納めなければならない。ただし、岡崎市長が認める場合はこの限りではない。

### (利用の条件)

第6条 施設管理者は、前条第2項の承認に際し、次に掲げる条件を付するこ

とができる。

- (1) 利用に際しては、責任者を明らかにするとともに、来館者の通路を十分に確保し、必要に応じて混雑を整理する人員を配置しなければならないこと。
- (2) 展示物等の汚損、盗難等に関する一切の責任を岡崎市は負わないこと。
- (3) 利用に伴う事故に関する一切の責任を岡崎市は負わないこと。
- (4) 設置した展示物等を必要に応じて速やかに移動し、又は撤去できるようにしなければならないこと。
- (5) 利用終了までに原状回復しなければならないこと。
- (6) 館内及び館内備品を汚損等した場合は、速やかに原状回復しなければならないこと。
- (7) 安全を十分確保し、落下物や火災等を防止する措置を行うとともに、防火シャッターの降下位置に展示物を設置しないこと。
- (8) 施設管理者から指示があった場合は、その指示に従うこと。

(利用の承認の取消し)

第7条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認を受けたギャラリーの利用が第5条第3項の基準に違反したとき。
- (2) ギャラリーの利用者が前条の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、管理上必要と認めるとき。

(その他)

第8条 この取扱要領に定めのない事項は、図書館交流プラザの利用要綱による。

附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この取扱要領による改正後の図書館交流プラザギャラリー取扱要領第 4 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後を利用の日とするギャラリーの利用申請その他手続きについて適用し、平成 30 年 3 月 31 日までを利用の日とするギャラリーの利用申請その他の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この取扱要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。